

## 注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

継続企業の前提に関する注記は、会社の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合における次に掲げる事項とする。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 四 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無

### 2. 重要な会計方針に関する注記

- 一 資産の評価基準及び評価方法
- 二 固定資産の減価償却の方法
- 三 引当金の計上基準
- 四 収益及び費用の計上基準
- 五 その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項
- 六 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 七 表示方法を変更したときは、その内容

### 3. 貸借対照表に関する注記

- 一 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
  - イ 資産が担保に供されていること。
  - ロ イの資産の内容及びその金額
  - ハ 担保に係る債務の金額
- 二 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額）
- 三 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額）
- 四 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- 五 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額。また、第23条により、機構による重畳的債務引受によって、その対象となる債務を貸借対照表から除外したものであるときは、その旨及びその金額

六 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額

七 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額

八 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額

九 会社の親会社株式の各表示区分別の金額

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

#### 5. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

一 資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容並びにその期末残高の貸借対照表科目別の内訳  
二 資金の範囲を変更した場合には、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)

三 営業の譲受け又は譲渡により増減した資産・負債に重要性がある場合には、当該資産・負債の主な内訳

四 重要な非資金取引がある場合にはその内容

五 記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

一 当該事業年度の末日における発行済株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数)

二 当該事業年度の末日における自己株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数)

三 当該事業年度中に行つた剰余金の配当(当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。)に関する次に掲げる事項その他の事項

イ 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

ロ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額(当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額)の総額

四 当該事業年度の末日における当該会社が発行している新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)

#### 7. 税効果会計に関する注記

- 一 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)の発生の主な原因
- 二 繰延税金負債の発生の主な原因

#### 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引の借主である会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件(固定資産に限る。以下この項において同じ。)に関する事項を注記する。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項(各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項)を含めることを妨げない。

- 一 当該事業年度の末日における取得原価相当額
- 二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
- 三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
- 四 一から三までに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

#### 9. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額について、協定上明らかになっている金額がある場合には、その旨、その期日、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものの額、貸借対照表日後1年超に係るものの額及びこれらの合計額

#### 10. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者(会社計算規則第112条第4項の規定によるもの)との取引に関する注記は、会社と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であって、重要なものとする。また、関連当事者との取引に関する注記は、以下の一から八までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、四から六まで及び八に掲げる事項を省略することができる。

- 一 当該関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項
  - イ その名称
  - ロ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める株式会社が有する議決権の数の割合
  - ハ 当該会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
- 二 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
  - イ その氏名
  - ロ 当該会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
- 三 当該会社と当該関連当事者との関係
- 四 取引の内容
- 五 取引の種類別の取引金額
- 六 取引条件及び取引条件の決定方針

七 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高  
八 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

(注)なお、関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引のうち次に掲げる取引については、一から八までに規定する注記を要しない。

- 一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- 二 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- 三 (注)一及び(注)二に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引

11. 一株当たり情報に関する注記

- 一 一株当たりの純資産額
- 二 一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

12. 重要な後発事象に関する注記

会社の事業年度の末日後、会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

14. その他の注記

1から13までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

備考

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。